

医学適性検査に関する注意事項

当協会が実施しています工事従事者資格認定講習においては、受講する資格毎に必要とされる「学力検査」、「運転適性検査」、「医学適性検査」、一部の資格においては「実技検査」の全てを合格した受講者に対して当該資格の認定証を発行しています。

特に、医学適性検査においては、北海道旅客鉄道（株）指定様式の「医学適性検査診断書」を使用して医療機関を受診し、医師より指定された検査項目に適正である旨の証明をもって合格としています。

昨今、医学適性検査に関する手続きの不備・コンプライアンス違反が多くなってきていますので、以下の注意事項を厳守して下さい。

なお、学力検査と同様に、運転適性検査及び医学適性検査が不合格あるいは有効期限切れの場合は、その時点で当該の認定証は「効力停止」となります。

- ・ ホームページ・保安講習会システム(トップ)に添付されている用紙（22.4.1 変更 pdf 版）に必要事項を記載し、医師に提出した診断結果を全て記入してもらう。
- ・ 当該の診断書において、視力及び聴力は※で記載されている基準値を参照し、数値で記載してもらう。それ以外の検査結果は、該当項目を記載してもらう。
- ・ 当協会に提出された医学適性検査診断書の有効期間は、発行日（医師が証明記載した日）から翌年度末までとなっています。有効期間の末日までに新しい医学適性検査診断書（原本）を当協会に提出するとともに、保安講習会システムの医学適性検査を受講会社で更新する。
- ・ 医学適性診断書の改ざんに該当し、コンプライアンス違反が発生した場合は、「受講申請停止」となる場合がありますのでご注意ください。

以上